

## 島田けい子議員(日本共産党/京都市右京区)の知事総括質疑(大要)

### 災害復旧事業の遅れを直視し、人員・体制のいっそうの強化を

**【島田議員】** 日本共産党の島田けい子でございます。先に通告しております3点について伺います。

まず冒頭に、委員長のお許しをいただき、一言申し上げます。記録的な大雨を降らせた台風15号、19号に続く豪雨が、東海、首都圏、東日本各地、広範な地域に甚大な被害をもたらし、今なお被害が広がり続けております。犠牲となられた皆様に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げ、また懸命の救助・捜索活動と災害復旧に尽力いただいている皆様、また本府からも福島県へ職員を派遣され、現地支援を開始されたことについて、関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

日本共産党といたしましても、災害対策本部を立ち上げまして、現地調査を行い、避難所改善などの緊急要望を防災担当大臣にも直接お届けするとともに、全国で救援募金活動も取りまかせていただいているところです。西日本豪雨を超える甚大な被害であり、従来と異なった様相になっております。被災者が希望をもって生きられるように、防災・減災、被災者支援の取り組みについても、これまでの枠を超えた抜本的な見直しが必要であります。災害救助法の見直し、被災者生活再建支援法等の拡充など国へ要望していただくことを、強く要望をしておきます。

さて、平成30年度、本府でも6月に大阪北部地震、7月豪雨、8月・9月の台風と、たいへんな自然災害に見舞われました。6名の方の尊い命が奪われ、住家被害は合計で17,550棟に上りました。道路や河川、農林水産被害も甚大であり、懸命に災害復旧に取り組んでいただいておりますが、先程から縷々述べられておりますように道半ばであります。

決算状況をみますと、河川等災害復旧費は、繰り越し総額が事業費の2分の1にあたる約110億円と多額になっておりますが、これまでの災害復旧事業の進捗と課題について、知事の認識をまず伺います。

**【西脇知事・答弁】** 島田委員のご質問にお答えいたします。災害復旧についてでございます。平成30年災害の公共土木施設災害復旧事業につきましては、平成16年以来の大規模な災害となったため、事業執行にあたり多くの繰越が生じたものでございます。進捗状況につきましては、京都府の施工する工事約850カ所のうち、9月末には約7割に着手し、そのうち約2割が完成をしております。災害が頻発するなか、被災箇所の早期復旧は緊急の課題と考えておりまして、一日も早い復旧に向けて、鋭意工事の進捗を図ることとしております。このため、土木事務所の技術職員の定数を昨年度から5名増員し、災害復旧事業をはじめとする公共土木事業の執行体制の強化を図ったところでございます。さらに工事発注に係ります土木事務所決済額の上限額の引き上げや、概略発注方式の導入、京都技術サポートセンターの積極的活用など、土木事務所における業務の効率化を図ったところでございます。今後とも災害対応に万全を期しますとともに、効率的かつ効果的な執行体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

**【島田・再質問】** ご答弁をいただきましたが、書面審査でも、29年度、30年度と連続した災害で、国費を受けるための査定が、夏の災害が1月、翌年に回される。査定の遅れによって事業執行が遅れるこ

とを当然のこのように答弁されるのは大問題だと感じましたが、いま鋭意ご努力をいただいているところであることは承知をしておりますが、やはり、なんといっても体制の強化が必要であると考えます。災害の検証会議では、「丹後、中丹東土木事務所においては所管エリアが広く、現場到着が遅れた」「災害時の道路通行規制等を行う要員が不足した」、このことを課題に挙げ、私ども繰り返し要望しましたけれども、丹後、中丹東の駐在所を出張所に格上げし5人を増員されましたが、現場からは「災害対応や現場対応力は若干上がったが、出張所には独立した権限はなく、調整は宮津まで行かなければならない」などの課題が残されていると聞いております。「人員も体制もさらに強化が必要」という声が出されていますが、この声に対して、どう今後取り組まれますでしょうか。お答え下さい。

**【知事・再答弁】** 島田委員の再質問にお答えをいたします。いまご指摘の通り、今年度土木事務所の駐在を出張所へ格上げし、また増員したことは事実でございます。それによってどういう課題があるかどうかにつきましては、役所の組織人員体制につきましては常に見直しを行っておりますので、もし課題があるかどうかにつきましては、また次の組織体制の見直しの時に、全体のなかで十分に検討して参りたいと考えております。

**【島田・指摘要望】** 今年度増員はされましたが、今後も災害が繰り返されるという予測が出されています。さらなる現場職員の増員と、土木事務所の再配置も検討することも要望しておきたいと思っております。また、災害の未然防止のための道路パトロール。直営でやられているものが、民間委託が進められております。退職者不補充方針を撤回いたしまして、こうした事業は直営で行うべきだと考えますので、このための検討を、要員を確保して対応されることも求めておきたいと思っております。

## 災害の頻発、被害の規模に見合うよう、住宅再建支援のいっそうの拡充を

**【島田】** 次に、被災された住宅の再建支援についてであります。

まず、京都府木造住宅耐震改修等事業についてです。昨年6月の補正予算審議の知事総括質疑の場で、大阪北部地震において被災された住宅の再建に迅速に対応するために、要件を緩和されました。被害家屋数が3,433軒ありましたが、要件を緩和して補助をした実績は80件余ということですが、これをどのように評価をされているのか、まず伺います。

**【知事・答弁】** 耐震改修事業についてでございます。自然災害からの住宅の復旧にあたりましては、被災の規模が大きい場合には被災者生活再建支援法によりまして支援金が給付されますが、大阪府北部地震では、京都府内でも多数の被害が出たにもかかわらず、大部分が一部損壊であったため同法が適用されなかったことから、特例的に木造住宅耐震改修等事業を制度拡充し、被災住宅の復旧を支援して参りました。具体的には、屋根の軽量化など耐震性が向上する工事につきましては、これまで補助対象としている昭和56年5月以前に建築された住宅とあわせまして、罹災証明が発行された住宅は建築年に関わらず補助対象に追加したものでございます。いまご質問のなかでご指摘ありました80戸は、特例とした昭和56年6月以降建築の住宅のみの戸数でございます。ここ数年は400戸～800戸で推移して参りました簡易耐震改修の利用実績は、昨年度1,096戸となっております。平成29年度と比べ332戸増加をしております。そのうち、とくに被害が多かった八幡市では、これまで年数戸であった利用実績が114戸と大幅増となっており、増加分の多くは被災した住宅に利用されたものと推測されますことから、

被災者支援として事業は一定の役割を果たしたものであるというふうに考えております。

**【島田・再質問】** ご答弁をいただきました。京都府木造住宅耐震改修事業、この特例について、要件緩和で八幡市など支援対象も広がって、これを活用された方から喜びの声も伺っております。ただし、先ほど簡易改修 1,096 戸、これは京都府事業に上乘せをして市町村独自の支援も入って、やっとな千件ということでもあります。それから、すでに国の被災者生活再建支援法を補完する制度としての、京都府の地域再建被災者住宅等支援事業、これを半壊・一部損壊・床上浸水などにも適用されておりますが、これとて平成 30 年度では 264 件にとどまっております。先ほども申し上げましたように昨年 1 年だけでも 17,000 軒を超える家屋の被害があったわけで、繰り返される災害で被災者が支援を受けるための制度が、まだまだ実情に応じていないという現状が残されているのではないかと考えております。暮らしの再建、生業の再建の土台である住宅の再建支援制度のさらなる拡充に、被災者を誰一人見捨てない、その立場でお取り組みを強化をしていただくよう、強く求めておきたいと思っております。

それを検討するにあたりましては、先日報道で、大阪の摂津市が被災者に直接アンケートを取りまして、4 割が家屋の修理ができず、その理由の半数が経済的な負担の問題だとの結果を発表されていまして、これを受けてさらなる検討するという報道がございましたので、京都府としても市町村と連携をして、このような調査をおこなう必要があるのではないかと考えておりますが、ご見解を伺います。

**【知事・再答弁】** 島田委員の再質問にお答えをいたします。住宅等の災害に対する支援制度につきましては、国の制度も含めて、ここ一貫していろいろな事業の改善が行われてきております。その都度の災害の状況、被災者の状況に合わせてだと思っております。いまご指摘のありました点につきましては、我々、常に制度を作るときにあたりましては、被災者、住民、各市町村の声をお聞きしておりますので、そうしたなかで十分に声を拾い上げていきたいというふうに思っております。

**【島田・指摘要望】** ありがとうございます。被災者の声を十分お聞きいただきまして、関係者と連携してぜひ調査も行いながら、制度拡充にお取り組みをいただきたいと思っております。被害を受けるのは住民です。何年たっても、何度要望してもなかなか進まない現状に業を煮やし、挙句の果てに、被害にあっても住宅再建の制度にも乗らない。そこに今回のようなスーパー台風が襲えば、一体どうなるのか。ひとたまりもないではないか。住民のみなさんに不安が広がっております。「ハード整備には限界」などという答弁や理由はダメです。課題を明確にし、現場の声に耳を傾け、取り組んでいただくことを強く求めておきます。

最後に要望にとどめますが、介護の必要なお年寄りや障害者も含めて、一時避難所の多くが学校の体育館であります。度重なる災害を経験しながら、冷暖房設備もなく、プライバシーも守れず、情報収集にも困難を極めるなど旧態依然です。開会中の臨時国会で、武田防災担当大臣が「災害救助法が適用された自治体に対し、簡易ベッド、間仕切り、簡易台所等の整備、適温食の提供や栄養バランス等の配慮、福祉避難所の設置と介護員の適正配置等々、取り組みを市町村に対して通知をしている」と答弁されました。本府におきましても検証会議を行いまして、マニュアルなどもつくられたようですが、国へ財政支援を求めていただかないと進みません。必要な体制を確保しながら、市町村を支援して、避難所の環境改善に取り組まれることを強く求めておきます。

## 公立・公的医療機関再編統合の押しつけは許せない。「再検証」の撤回求めよ。

【島田】次に、公立・公的医療機関再編統合問題について伺います。

厚生労働省は9月26日、公立・公的医療機関の再編統合に向けた議論を促すとして、全国424の病院名を一方的に公表されました。これに対して、地方自治体からいっせいに厳しい批判の声が上がっています。

京都府内で名指しされた4病院のうち、私も働いておりました難病医療の拠点・宇多野病院や、舞鶴市民病院と連携して急性期医療とリハビリを提供する舞鶴赤十字病院、さらに24時間365日の在宅診療と急性期医療を担う市立福知山病院大江分院、そして国保京丹波町病院も365日時間外救急を受け付けるなど、いずれも地域住民のいのち、患者さんのいのちと健康を守る砦として、なくてはならない病院です。

そこで伺います。患者さんや地域住民、医療従事者にいま、大きな不安と動揺が広がっていますが、これに対する知事の認識と対応方針について、再度お聞かせください。地域や病院の実情を無視した、画一的な基準での「再検証」を求めることはそもそも許されません。本府として、国に対して「再検証」の撤回を求めるとともに、病床削減ありきの公立病院再編統合の押し付けをやめるよう、国へ求めるべきと考えますがいかがですか。

もう一点、今回の対象となった1,455病院は、高度急性期・急性期病床がある病院や、地域医療支援病院が対象となっているのはなぜでしょうか。国の狙いは医療費の抑制のために病床を削減することであり、なかでも急性期病床の削減にあると考えますが、いかがでしょう。また国は、「地域医療構想」をてこに都道府県にベッド削減の計画をつくらせ、2025年のベッド数を今より5万床も少ない119万床に削減する計画を進めていますが、本府としてはどのようにお考えか、伺います。

【知事・答弁】公立病院再編統合問題についてでございます。病院名の公表につきましては、先ほど石田委員に答弁しましたとおり、今回の公表はあまりに唐突で、府民に誤解や負担を与えるもので、きわめて遺憾であります。京都府としてただちに国に抗議するとともに、国と地方の協議の場で、全国知事会の代表であります平井知事から、「一方的な発表はすべきではない」「丁寧に協議しながら検討進めるべき」といった意見を強く申し入れたところでございます。国からは、公表方法に対する反省の意や、説明責任を果たしていく旨の意向が示され、10月17日の九州を皮切りに国と地方との意見交換会が開催されており、明日には近畿地区を対象に開催される予定でございます。今後こうした機会をとらえまして、地域にふさわしい医療提供体制の維持・充実の観点から、あらためて地域における議論の結果を尊重するとともに、地方と十分に協議すべきとの意見を、国に対し強く申し述べてまいりたいと考えております。国が公表対象とした病院の選定についてでございますが、今回、高度急性期・急性期病床がある病院、および地域医療支援病院を対象とした理由については、厚生労働省から明確な説明はなく、十分なデータも示されておられません。地域において十分な議論を行う観点からも、国の責任におきまして病院の選定理由等の説明を行うとともに、すみやかに十分なデータの提供を行うよう、全国知事会を通じて国に求めているところでございます。また「地域医療構想」についてでございますが、京都府におきましては高齢化が進行するなか、地域における医療及び介護の総合的な確保という観点から、独自にレセプト等による受診状況の分析や全病院に対するヒアリングなどを実施し、平成29年3月に「地域包括ケア構想」を策定したところでございます。2025年に必要な病床数につきましては、地域の実情を踏まえた急性期から回復期等への病床機能の転換を検討する一方で、総病床数は現状を維持して参

りたいと考えておるところでございます。

**【島田・再質問】**唐突な発表で誤解や不安を招くということではありますが、そもそも厚生労働省が分析したというデータは、診療実績が平成 29 年度 6 月 1 カ月分の情報だけでありまして、「医療機関の一部のデータが欠落しているが」としたうえで発表されたものと承知しております。公表された病院の中にはすでに統廃合でなくなった病院もあるなど、調査の方法も、分析の基準も、根拠も欠けるものでありますので、説明ではなくこれは「撤回」すべき代物だと思うんですが、もう一度明瞭に、「再検証」の病院名公表そのものを「撤回すべき」と求めていただきたいと思います。

京都府の「地域包括ケア構想」では、たしかに許可病床数は現状から増える計画となっておりますが、急性期病床については回復期へ。人口高齢化にともなって必要な部分ありますが、しかし診療報酬上お医者さんも看護師も少ない数で済むというように、急性期から慢性期へ誘導するという施策が進んでおりますので、やっぱりこれ社会保障の抑制の一環なんです。そうではなくて、あくまでも地域の医療の実態に合わせて、必要な急性期医療を切り捨てることのないように、あくまで現場の声をしっかり受け止めて、住民のいのちを守る立場でがんばっていただきたいと思います。再度ご決意を伺います。

**【知事・再答弁】**島田委員の再質問にお答えいたします。この発表はあまりに唐突で遺憾だと申しておりますし、そもそも国の方も「あくまで参考的に」と言っておりますので、きちっとまずは説明を求めべきだというふうに考えております。地域医療提供体制の整備につきましては、地元関係者で構成いたします地域医療構想調整会議におきまして、地元医療機関等の意見を十分に踏まえまして、地域の実情に合わせた提供体制の構築に努めて参りたいと考えております。

**【島田・指摘要望】**医療費の削減ありきでベッド削減をゴリ押しすれば、「入院患者さんの追い出し」や「医療難民」を増大させるのは必至であります。政府に対しては毅然として対応していただき、必要な医師や看護師の確保等行って、地域医療を守るために全力を挙げていただくことを強く要望して、最後の質問をいたします。

## **医療的ケアが必要な重度障害児者への支援。看護師確保の補助制度の拡充を。**

**【島田】**重度障害児者の医療的ケアについてです。

本府は平成 30 年度から、「重度障害児（者）在宅生活支援事業」を廃止しました。この事業は、痰の吸引など医療的ケアが必要な重度の障害者が生きていくために、そして社会参加をしていくために、たいへん重要な事業です。現在、府内の支援学校には医療的ケアが必要な生徒が 80 余名在籍されております。卒業後の生徒たちを受け入れる生活介護事業所にたいして、京都府は看護師確保の人件費補助を行ってこられました。これを打ち切ったのは本当に重大であります。最終年度の予算は 1900 万円。この予算を削られました。私も何度もこの問題を取り上げました。京都府が行った調査結果について、「大きな影響はなし」と結論づけられましたが、看護師確保の人件費という点では、いずれの施設もマイナスになっております。国に対して、補助単価の引き上げや要件緩和を求めていただくこと、国費が不足する部分については本府独自の人件費補助制度の創設を要望されておりますが、これについてどうお応えになりますか。お聞かせ下さい

**【知事・答弁】** 医療的ケアが必要な重度障害児者への支援についてでございます。京都府では、医療的ケアが必要な重度障害児者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、日中活動の支援を行う事業所での受け入れを促すため、平成 22 年度から、国に先駆けまして看護職員の加配等の経費に対して補助をしてきたところでございます。平成 30 年度の国の報酬改定におきまして、看護職員複数配置した場合の加算、送迎加算の拡充など重度障害児者を支える制度の充実がなされたことを踏まえまして、府独自制度は、医療的ケア児のショートステイの受け入れ施設の拡充など、利用者のニーズに応じた事業に組み替えました。このため、報酬改定後の施設への影響を把握するため、意見交換や実態調査を行い、障害者自立支援金給付費等の収入に大きな影響がなかったことを確認しております。本来、重度障害児者の受入のための看護職員の配置を行う事業所に対する支援制度は、国において対応されるべきところでございます。事業所全体に大きな影響はなかったものの、国の看護職員の配置加算は重度障害児者の利用日数に応じて行われることとなっておりまして、看護職員の雇用実態を十分に反映していない面も見られますことから、当該配置加算の要件緩和や単価の見直し等につきまして、国に要望を行っているところでございます。

**【島田・指摘要望】** 国に制度の改善の要望を出すということは、不備を認めたということでありまして、京都府が独自に、緊急に支援をしていただきたい。「必死で生きる我が子を安心して施設に通わせたい」。子どもや親たちの願いに応じていただき、どの地域でも障害のある方が安心して暮らせるような体制整備を求めて、質問を終わります。ありがとうございました。

以上